

平成 29 年度 第 2 回安八郡障がい者自立支援協議会（第 5 期障害福祉計画・第 1 期安八郡障害児福祉計画策定委員会）議事録要旨

日 時 平成 30 年 2 月 22 日（木） 午後 1 時 30 分～

場 所 安八町中央公民館 2 階大会議室

委員出席者 13 名

委員欠席者 2 名

傍聴者 4 名

次第

1、あいさつ

2、議題

(1) 安八郡障がい者自立支援協議会設置要綱の一部改正について

(2) 第 5 期 安八郡障害福祉計画・第 1 期安八郡障害児福祉計画（案）について

3、その他

会議内容

1、安八町長代理 安八町福祉調整監あいさつ

2、議題

会長：事務局より安八郡障がい者自立支援協議会設置要綱の一部改正について説明していただきます。

事務局：（安八郡障がい者自立支援協議会設置要綱の一部改正について説明する。）

会長：ご意見ありますか。

（意見なし）

ご意見がないようですので、改正案について承認します。

会長：本日傍聴希望者が見えますので、受けてもよろしいか。

（異議なし）

会長：それでは、お受けします。

事務局で傍聴受付します。

会長：本日傍聴に見えた方は安八町内で児童発達支援事業・放課後デイサービス事業をされています。

続いて、協議事項の（2）第 5 期 安八郡障害福祉計画・第 1 期安八郡障害児福祉計画（案）について、事務局より説明します。

事務局：（前回の策定委員会より委員の指摘、事務局の検討により修正した個所について説明する。）

会長：質問ありますか。

A 委員：実際に共生型サービスは計画されているところがありますか。

B 委員：計画というのはこれからということになるかと思う。

介護保険の施設を障がい者が利用するというところでメリット、デメリットあると思う。富山型デイサービスの記載は載せなくてもよいのではないか。

共生型サービスについては計画なのでいいと思うが、具体的に検討されているところがあるのか知りたい。

C 委員：共生型サービスとは具体的にどのようなことを言っているのか。

会長：高齢者の介護施設と障害者の施設では、制度が異なるし、施設の基準も異なるので今までは別々であったが、それを一緒に利用してはという考え。切れ目のないケアを目指すということではないかと思うが。詳しい方みえましたらお願いします。

D 委員：少し違う説明。高齢者を障害者が面倒をみたりして、互いに助け合うことで得られる精神的なメリットがある。事業者にとっては、いろんな人を受け入れられるメリットがある。

障がい者が 65 歳になると介護保険に移行するため、今まで使っていたサービスが受けられなくなるということを防ぐために考えられたサービスなのではないか。

C 委員：障がい者が 65 歳になったとき、介護施設にスムーズに移行できない場合がある。

その時に市町村の判断によって、そのまま障がい者の施設を利用できるということ言ってるのではないか。富山型デイサービスというのが理解できない。これはどこでもやっていることではないか。

E 委員：去年、富山型デイサービスの研修にいったことがある。介護度の認定がなくても、その施設でわきあいあいと高齢者、障害者が皆で過ごすということだった。交流の場。

会長：その運営はどのようにされていたか。

E 委員：NPO を立ち上げ、ボランティアのリーダーが運営していた。閉じこもりの人たちを集めることにより、地域共生社会を目指すということだった。

D 委員：富山型デイサービスの研修のツアーが組まれているようだ。

現在、使っている施設で高齢者も障害者も受け入れている施設はある。

会長：よくわからないところがあるので、事務局に共生型サービスについての思いを説明してほしい。どういう意味で書いたのか。

計画策定委託業者：富山型デイサービスは最初 3 人で始められた。病院だけではだめということで、大変苦勞された。富山市は最初、この方法を認めなかったが富山県が認めたため、そのあとで仕方なく認めた。

基準該当でなくても、市が認めたら利用できる。障がいのある人がそのまま使い慣れた施設を高齢者になっても使うことができる。

介護保険を使うので、報酬はとる。最近になって、やっと採算がとれるようになったとのこと。共生型サービス＝富山型デイサービスである。国が真似したので。

今後、増えてくると思う。安八郡でも、訪問介護と居宅介護は一緒にやっている。
これも共生型サービスである。岐阜市でも、やっている。

C委員：この制度が法律にあったものかどうかが大変ではないか。グレーであればやる必要がないと思う。

会 長：安八郡広域連連合としては合法的と考えるのか。

計画策定委託業者：どこの市町村も共生型サービスは認められる。

C委員：納得できない。まだ、段階的に検討しているものは、載せない方がいいと思う。

F委員：合法的かどうかというところで、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により共生型サービスが位置付けられたので、基準該当で利用できると思う。

安八郡としての計画なので、この富山型デイサービスは全国的なものかもしれないが、記載は必要ないと思う。

会 長：前回、どなたかの意見で取り入れたものなのか。

G委員：前回私が国の指針として共生型サービスがでていのに、この計画に何もかかれていないのはどうかと思って意見したことから、記載されたのだと思われるが、富山型デイサービスのことばかり書かれている。

高齢者と障害者が互いに助け合えるところも共生型サービスの良さだと思う。

会 長：富山型デイサービスの記載は削除したほうがよろしいですか。

E委員：いい例なのに、削除されるのはよくないと思う。

事務局：この福祉計画は5年先を見据えてのものでありますので、これから先想定されるものとして共生型サービスをあげました。

時期早尚ということで削除するか、一部書き換えをするか、委員の皆様の意見を伺いたい。

会 長：この場で決めていただきたい。

事務局：富山型デイサービスについての記載は削除させていただく。

会 長：もう一度各自読んでもらい、3分後に意見をいただきたい。

(再開)

事務局：今後、共生型サービスを促すような指導をしていくという意味合いの文章をつけさせていただくということで、お願いしたい。

実際の例を出したことは、計画書としてはよくないと思われますので。

会 長：基本的に富山型デイサービスについての記載を削るということでよろしいか。

「異議なし」

会 長：それでは、富山型デイサービスについての記載を削ることにします。

これにて議事を終了します。

事務局：たくさんのご意見ありがとうございました。

今後、製本作業にはいり、委員さんに配布させていただきます。

配布先は障害支援区分認定審査会の委員、町会議員、民生委員児童委員、人権擁護委員、その他関係者の方でございます。

2回にわたりご審議いただきありがとうございました。

本日の協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。